

—特別委員会・職域別部会委員会活動報告（I）—

（総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会／認定・専門獣医師協議会）

認定・専門獣医師制度の構築と運用について

境 政人[†]（公社日本獣医師会 副会長兼専務理事）



1 はじめに

近年における核家族化・少子化の進展に伴い、犬・猫等の動物が家族の一員・伴侶として飼育されるようになり、動物飼育者からはより高度で専門的な獣医療技術の提供が求められるようになってい

る。一方、獣医学系の学術団体においては、小動物獣医療領域の専門分野について独自に研修及び専門医等の認定を行っている。しかし、後述するように、この専門医・認定医等の資格に関する広告については、獣医療法上認められていない。

本会は、このような動物飼育者からの要請、獣医学術団体等の活動及び獣医関係法令等との不整合を解消し、専門獣医師制度の構築と広告規制の緩和について検討を行うことを目的として、令和元年度に事業推進特別委員会の下に「総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会」を立ち上げた。同委員会は、令和元年12月26日、令和3年2月16日及び令和3年9月10日の3回開催され、「獣医療提供体制整備の一環としての専門獣医師制度の構築と広告規制の緩和について（中間報告）」を取りまとめた。

本稿においては、この中間報告の概要を紹介するとともに、今後の展開について、本会における現在の検討内容に筆者の構想を追加して説明する。

2 専門獣医師制度についての検討の経緯

本会における専門獣医師制度の検討は、20年以上前に遡る。以下に、その検討の経緯を記載する。

- ・平成13年12月：日本獣医師会が「専門医制度検討委員会」を設置して検討を開始
- ・平成15年4月：同委員会が報告書を取りまとめ
- ・平成15年8月：獣医師専門医・認定医に関係する主な獣医学系学術団体代表者等によって構成される

「獣医専門医機構設立準備協議会」を設置。3回にわたり検討し、獣医師専門医機構設立委員会の開催について合意

- ・平成17年7月：農林水産省小動物獣医療に関する検討会報告書の中で、「(社)日本獣医師会、(社)日本獣医学会等学術団体が中心となって、専門医の育成を推進していくことが望まれる。この場合、各学会や研究会が協力し、専門医の必要性や認定基準の妥当性を評価する仕組みについても早急に検討することが必要である。」と提言
- ・平成17年11月：日本獣医師会が獣医学術部会に獣医師専門医制検討委員会を設置
- ・平成19年7月：獣医師専門医制検討委員会が報告書「獣医師専門医制のあり方—専門医制の運営と専門医機構の役割—」を取りまとめ
- ・平成19年8月：農林水産省消費・安全局長宛「獣医師専門医制の取組について（要請）」により、獣医師専門医制の整備の方向性を「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に位置付けることを要請

3 専門獣医療の現状

本会の調査によれば、少なくとも18の獣医関係団体や民間組織が学会、研修会等の開催と任意の専門獣医師等の名称を付与している。しかし、わが国の獣医療分野においては、専門獣医師等の養成のための専門分野別研修プログラムや、認定制度に係る公的かつ組織的な体制が未構築な段階にとどまっている。このため、獣医療法の規定により、これらの任意の専門獣医師等の名称の広告は禁止されている一方、多くの獣医学術団体や獣医師においては、当該専門獣医師等の名称の広告が獣医療法に抵触するとの明確な認識はない。

このように専門獣医師制度が未構築で、しかも法的に疑義が生じている中であって、多くの獣医師は獣医学的

[†] 連絡責任者：境 政人（公社日本獣医師会）

〒107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

☎ 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail: masato_sakai@nichiju.or.jp

な知識及び技術についての研鑽意欲はあるものの、実際の業務活動に十分反映することができず、研修等のインセンティブが高まらない状況にある。また、このような現状は、動物飼育者にとっても、獣医師の専門分野等の情報を十分に得られず、結果的にわが国の獣医療に対する社会的評価の向上にも繋がらない状況となっている。

4 獣医療法等に基づく広告制限

(1) 獣医療法第17条の規定に基づく広告の制限

獣医療法第17条第1項において、「何人も、獣医師又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項（獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号、同条第2項で規定する省令で定めるもの）を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。」と規定されている。

また、技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものについては、獣医療法施行規則第24条第1項において、以下のとおりとされている。

- ① 獣医師の免許を受けていること及び診療施設を開設していること、並びにそれらの年月日。
- ② 医薬品医療機器等法に規定する医療機器を所有していること。
- ③ 家畜改良増殖法に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと。
- ④ 犬又は猫の生殖を不能にする手術を行うこと。
- ⑤ 狂犬病その他の動物の疾病の予防注射を行うこと。
- ⑥ 医薬品による犬糸状虫症の予防措置を行うこと。
- ⑦ 飼育動物の健康診断を行うこと。
- ⑧ 家畜伝染病予防法に規定する家畜防疫員であること。
- ⑨ 家畜伝染病予防法に基づく自衛防疫組織の指定獣医師であること。
- ⑩ 獣医師会等の会員であること。
- ⑪ 獣医師法第16条の2第1項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること。
- ⑫ 農業共済組合等の指定獣医師であること。

なお、これらの広告に当たっては、他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨、誇大広告及び費用の併記は行ってはならないこととされている。

今後、6の(1)で後述する「認定・専門獣医師協議会」の組織及び業務運営が整った段階において、本協議会が認定・登録する認定・専門獣医師の名称についても、規則第24条第1項の事項に追加していただく省令改正を農林水産省に要請していくことになる。

(2) 獣医療広告ガイドライン

「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」の

「5 広告可能な事項」については、次のとおり規定されている。

- ① 「獣医師又は診療施設の専門科名」として、大学の講座名にある等一般に広く認められているもの（内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科等）、診療対象動物名を示すもの（大動物専門科、牛専門科、犬・猫専門科、小鳥専門科等）が例示されている。
- ② 「獣医師の学位又は称号」のうち、「学位」としては、獣医学士、獣医学博士等、「称号」としては、「新制獣医師」等が例示されている。

「なお、専門医、認定医等については、学位又は称号に含まれず、また、専門性資格に関する制度は獣医療では確立していないため、これらを広告することは認められないことに留意する必要がある。」と規定されており、獣医療分野における専門獣医師等の名称は広告できないこととされている。

(3) 広告規制の見直し

医療分野では、美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数等の増加を踏まえ、消費者委員会により医療機関のウェブサイトに対する法的規制が必要である旨の建議が行われた。これを受けて、平成29年に医療法が改正され、これまで医療機関のホームページ等は医療法上の広告規制の対象外とされていたが、新たに医療法における広告規制の対象として追加され、平成30年6月1日に施行された。

この規制の見直しを受け、医療法に準拠する形で構成・運用されている獣医療法においても、ホームページ上の情報が広告規制の対象となる可能性がある。インターネット上での情報収集が一般化する中で、飼育動物の受診に当たり飼育者が知りたい情報を広告できることが必要である。その代表的なものが獣医師の専門性に関する情報であり、この情報を適切に広告できる体制作りが求められている。このような状況に鑑み、農林水産省においては、現在の獣医療法に基づく広告は極めて限定的であるため、飼育動物診療施設のホームページを広告規制の対象に追加（規制強化）することに伴い、広告規制の緩和について検討が行われているところである。

5 第四次獣医療提供体制整備基本方針の規定内容

農林水産大臣は、獣医療法第10条の規定に基づき「獣医療を提供する体制の整備のための基本方針」を定めることとされている。令和2年5月に公表された令和12年度を目標年度とする第四次の基本方針では、専門的かつ高度な診療を求める動物飼育者の選択に資するよう、専門獣医師制度の構築や広告規制のあり方についての検討が求められている。

具体的には、「第1 獣医療の提供に関する基本的な方向」において、次のとおり規定されている。

① 「3 産業動物臨床分野及び公務員分野における獣医療の確保」の「(3) 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備」において、「産業動物臨床獣医師が、一般診療のみならず飼養衛生管理の指導が可能となるよう、必要な技術の取得を推進するとともに、集団管理衛生技術、農場経営、農場 HACCP 及び農場 GAP に関する知識・技術等の習得を図る機会を増大し、診療だけでなく、飼養、管理及び経営等を含む幅広い指導を行ういわゆる管理獣医師として畜産農家の生産性の向上に資するような取組を推進する。」と規定され、「管理獣医師」の名称と役割が明記された。

② 「4 小動物分野における獣医療の確保」において、「獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化と機能分担に関する合意形成の促進を図るとともに、専門性を持った獣医師の能力に関する情報が飼育者に正しく提供され、飼育者が期待する診療を受診できる環境の整備を促進する。さらに、愛玩動物看護師法の成立により、小動物診療において獣医師の担う業務と愛玩動物看護師の担う業務の明確化を踏まえた適切な役割分担と連携を通じたいわゆるチーム獣医療提供体制の充実が期待されることから、体制の確立に向けて獣医師と愛玩動物看護師の連携の強化を図る。」と規定された。

また、「(2) 小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の充実」において、「愛玩動物看護師法が適切に運用されるよう、獣医師の組織する団体や愛玩動物看護師の組織する団体等が中心となり、いわゆるチーム獣医療の提供体制に関する環境の整備を推進する。また、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行う診療の補助が適切に行われるよう、法令の規定及び必要となる留意点について、獣医師の組織する団体や愛玩動物看護師の組織する団体等が中心となり、周知を図る。」、さらに、「(4) 高度かつ多様な診療技術を提供していくため、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化及び一次診療施設と二次診療施設の連携・協力の確保等に関する合意形成を促進し、地域獣医療のネットワーク体制の整備を推進する。」と規定された。

③ 「6 その他重要事項」において、「(4) 専門的な診療を求める飼育者の選択に資するよう、獣医師の組織する団体等が中心となって、獣医師の専門性を認定等する仕組みの構築について検討を進める。また、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方について検討を進める。」と規定された。

6 日本獣医師会における認定・専門獣医師制度の構築に向けた検討

(1) 認定・専門獣医師協議会の設置及び役割

第四次の基本方針において提起された獣医師の専門性を認定等する仕組みの構築や、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方について検討するため、令和3年9月10日に開催された「第3回総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会」において、日本獣医師会内に「認定・専門獣医師協議会」(以下「協議会」という。)を設置することが合意された。協議会の組織や役割等については、以下のとおりである(図1参照)。

- ① 協議会の設立メンバーは、現に獣医師の専門性に関する認定制度や研修制度に関与している主要な学協会とする。
- ② 協議会は学会等が行う研修プログラム等を認定するものとし、学協会の運営には関与せず、それぞれの学協会は現行の仕組みを活用して認定・専門獣医師の認定を行う。
- ③ 協議会は専門分野の検討・指定や研修プログラムの評価・認定、制度の周知・広報等の役割を担う。
- ④ 協議会内での検討・認定の枠組みについては、「中間報告」では提案にとどめ、詳細は協議会設立後に検討する。

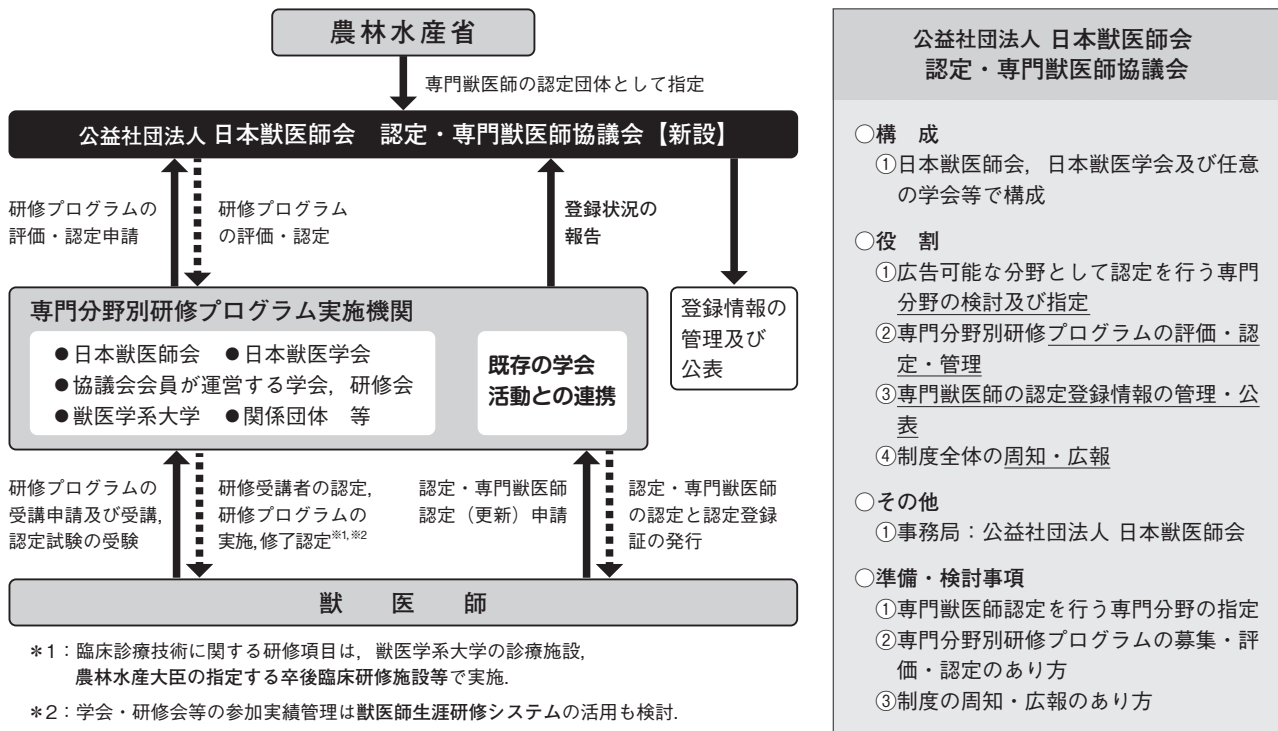
協議会の設置に伴い、「認定・専門獣医師協議会規約」が制定・施行された。同規約第4条においては、次の事業が規定されている。

- ① 認定・専門獣医師制度の調査、研究に関する事項
- ② 認定・専門獣医師制度の整備に関する事項
- ③ 認定・専門獣医師認定分野の検討及び認定プログラムの評価、認定及び管理に関する事項
- ④ 認定・専門獣医師の登録情報の管理及び公表に関する事項
- ⑤ 認定・専門獣医師制度の広報・普及に関する事項
- ⑥ その他、前条の目的を達成する上で本協議会が必要と認める事項

(2) 産業動物臨床分野における認定・専門獣医師制度の運用

① 飼養衛生管理基準の改正

令和2年4月に改正された家畜伝染病予防法では、国内畜産農場への感染症の侵入・まん延の防止を図るため、飼養衛生管理基準が大幅に強化された。特に、「I 家畜防疫に関する基本的事項」の「6 獣医師等の健康管理指導」においては、「農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と密接に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場にお



【検討にあたり留意すべき事項】

- 獣医療法第 17 条における獣医療広告制限を一部緩和し、一定の基準を満たす団体が認定した専門獣医師であることを広告可とすること。
- 令和 12 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（令和 2 年 5 月）」において、「獣医師会が中心となって、獣医師の専門性を認定する仕組みの構築及び獣医療広告のあり方について検討を進める。」と規定。

図 1 認定・専門獣医師協議会の設置と専門獣医師認定・登録の仕組（案）

いて飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。」と規定され、すべての畜産農場に担当獣医師の配置及び健康管理指導が義務付けられた。

② 農場管理獣医師の養成及び認定

本会は、①によりすべての畜産農場に配置される獣医師等を「農場管理獣医師」と位置付け、農場全体の家畜衛生管理業務（ア ワクチン接種を含む家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等、イ 飼養衛生管理・生産性の向上、畜産経営の改善、ウ 農場 HACCP 等の実践による高品質で安全な畜産物の安定供給、エ 要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性（AMR）対策の推進、オ 人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等）の農場管理獣医師への一元化を推進することとしている。

また、本会は、これまで農場管理獣医師協議会が実施してきた研修等の事業を継承し、農場管理獣医師を養成するとともに、農場管理獣医師の認定・専門獣医師制度への適用については、本会が他の学協会と同じ立場で協議会に申請し、認定を受けること

になる（図 2 参照）。

（参 考）

「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて」（平成 29 年 6 月、日本獣医師会産業動物臨床・家畜共済委員会報告）の別添 1「農場管理獣医師の在り方と今後の課題」の「2 農場管理獣医師の定義」

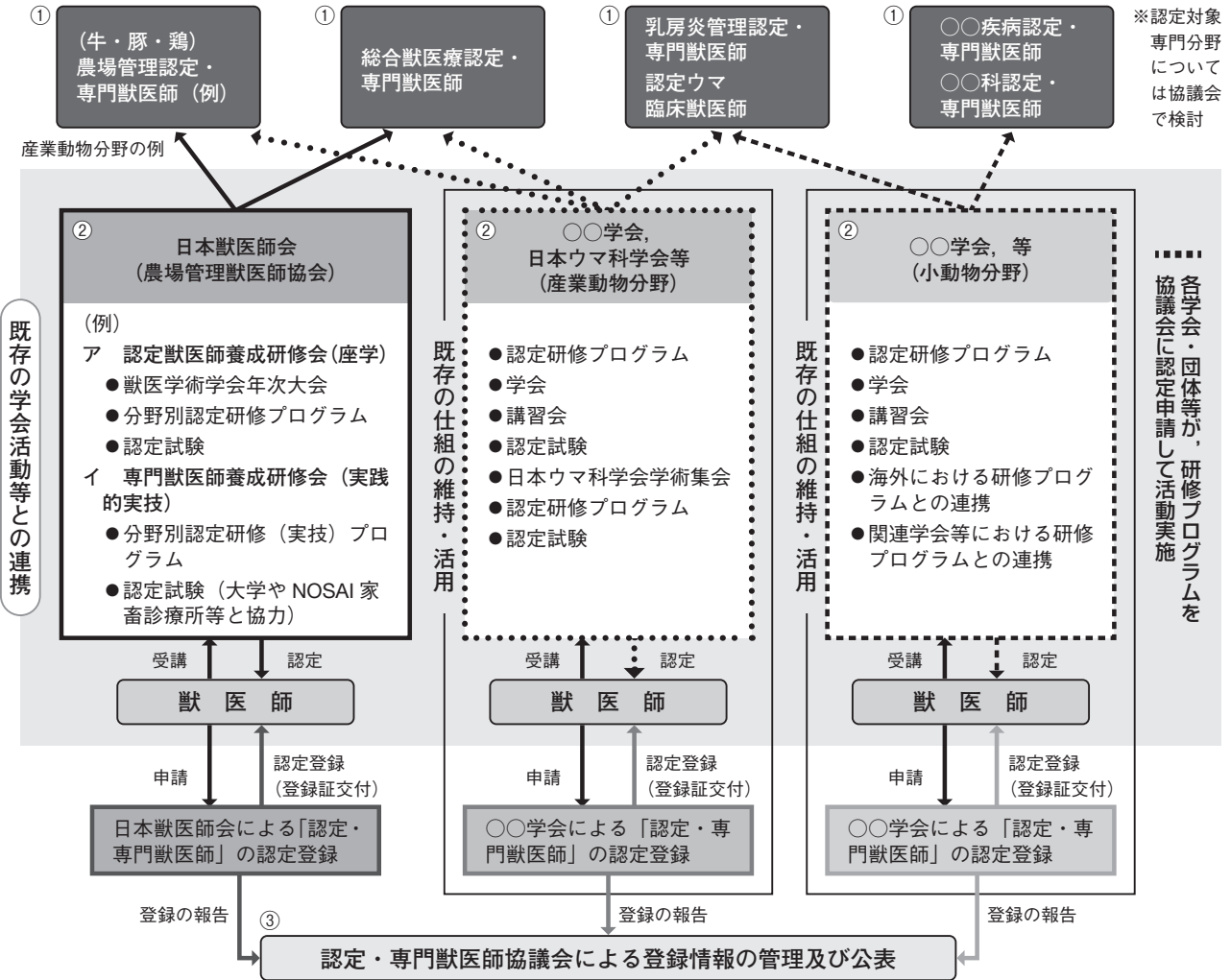
農場管理獣医師とは、生産段階から流通、消費者までの各部門を把握し、生産者、消費者、動物、環境及び地域社会と共存し、コンプライアンスを重視しながら、行政及び関係各機関の専門家と連携して、消費者に畜産物の“安心・安全”を提供するために農場で活動する獣医師である。

③ 農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業

農場管理獣医師の養成研修会の開催、農場管理獣医師の活動の普及・啓発、認定・専門獣医師としての認定・登録、認定・登録システムの構築及び協議会の運営については、（公財）全国競馬・畜産振興会の畜産振興事業助成金により実施する農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業を活用して推進する（図 3 参照）。

認定・専門獣医師協議会（新設）（公益社団法人日本獣医師会に設置）

丸数字は下段に示す協議会の役割に対応



獣医療法に基づく広告制限の特例措置を受けるために専門獣医師協議会が果たす役割

- ① 広告可能な専門分野（資格名）の検討及び指定
- ② 専門分野別研修プログラムの評価及び認定（既存の学会等における研修等を活用）
- ③ 認定・専門獣医師の認定登録及び管理

図2 認定・専門獣医師協議会の仕組み（全体イメージ）

なお、本事業の対象となる認定・専門獣医師の専門分野や名称については、農場管理獣医師に限定されないため、今後、豚専門農場管理獣医師、乳房炎管理専門獣医師等の養成研修会の開催や認定・専門獣医師の名称追加を行っていくことが可能である。

(3) 小動物臨床分野における認定・専門獣医師制度の運用

- ① 既存の獣医学術学会等による認定・専門獣医師
3で述べたとおり、現在は少なくとも18の獣医関係団体や民間組織が学会、研修会等の開催と任意の専門獣医師等の名称を付与している。したがって、まずは、協議会においてこれらの主要な学協会が実施する専門分野を対象に、研修プログラムの評価・

認定、専門獣医師の認定登録情報の管理・公表、広告制限の緩和等を順次進めていくことになる。

② 獣医師、愛玩動物看護師等の連携によるチーム獣医療提供体制の構築

小動物臨床分野においては、①の学協会等により個別の高度専門分野についての研修会の開催や専門獣医師の名称の付与が行われている。このため、本会としては、小動物臨床獣医師の実務において有用な認定・専門獣医師の養成研修会の実施について検討を進めている。その一つの事例が、「かかりつけ動物病院」による地域包括ケア活動である(図4参照)。

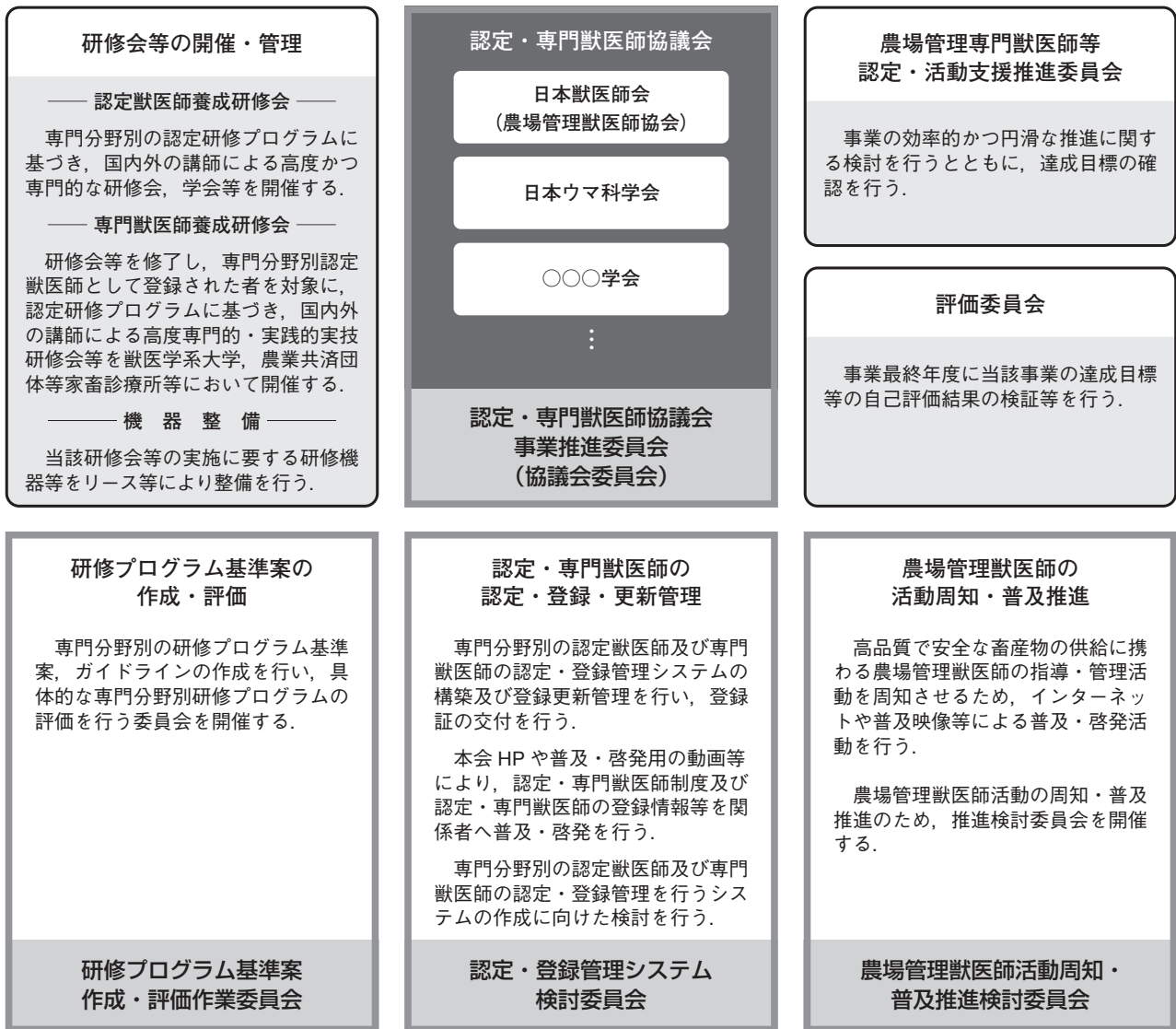


図3 農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業

i 愛玩動物看護師の診療補助業務を活用した高齢者世帯等への支援

令和2年12月31日現在の飼育動物診療施設の開設届出状況によると、獣医師1人の施設の就業獣医師数は63%となっている。このため、令和4年5月1日に施行される愛玩動物看護師法に基づき、診療補助業務を実施できる愛玩動物看護師と獣医師との連携及び役割分担の下でのチーム獣医療提供体制の構築が期待される。図4の愛玩動物看護師による定期・随時訪問による診療補助・看護及び動物飼育支援が高齢者世帯等への支援の一例である。これら的高齢者世帯等が飼育する犬・猫等のマイクロチップ登録情報に診療履歴等の情報を追加登録し、付加価値サービスの提供に活用する方策（アニマルクラスター構想）についても検討中である。

ii 獣医学系大学・研究機関と連携した伴侶動物の動物病院ネットワークの構築

関東地方の一部地域では、小動物診療施設において新型コロナウイルス感染症の患者が飼育する犬・猫を診察・収容した場合や、動物自体の感染が疑われる場合には、研究機関や大学等に相談し、必要に応じて検査を実施する体制が構築されている。今般、国立感染症研究所獣医科学部及び東京農工大学から、「伴侶動物の動物病院ネットワーク構築」についての協力依頼がなされている（図5参照）。本事業は、先行して検査及び情報共有の取組が行われている関東・東京地区から開始し、その成果を踏まえて全国的な感染症検査体制のネットワーク構築に拡大する計画である。また、検査対象となる感染症も、SARS-CoV-2のほかSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の愛玩動物由来の人獣共通感染症にも拡大するとともに、死亡野生動物の報告も対象とされている。小動物臨床分野にお

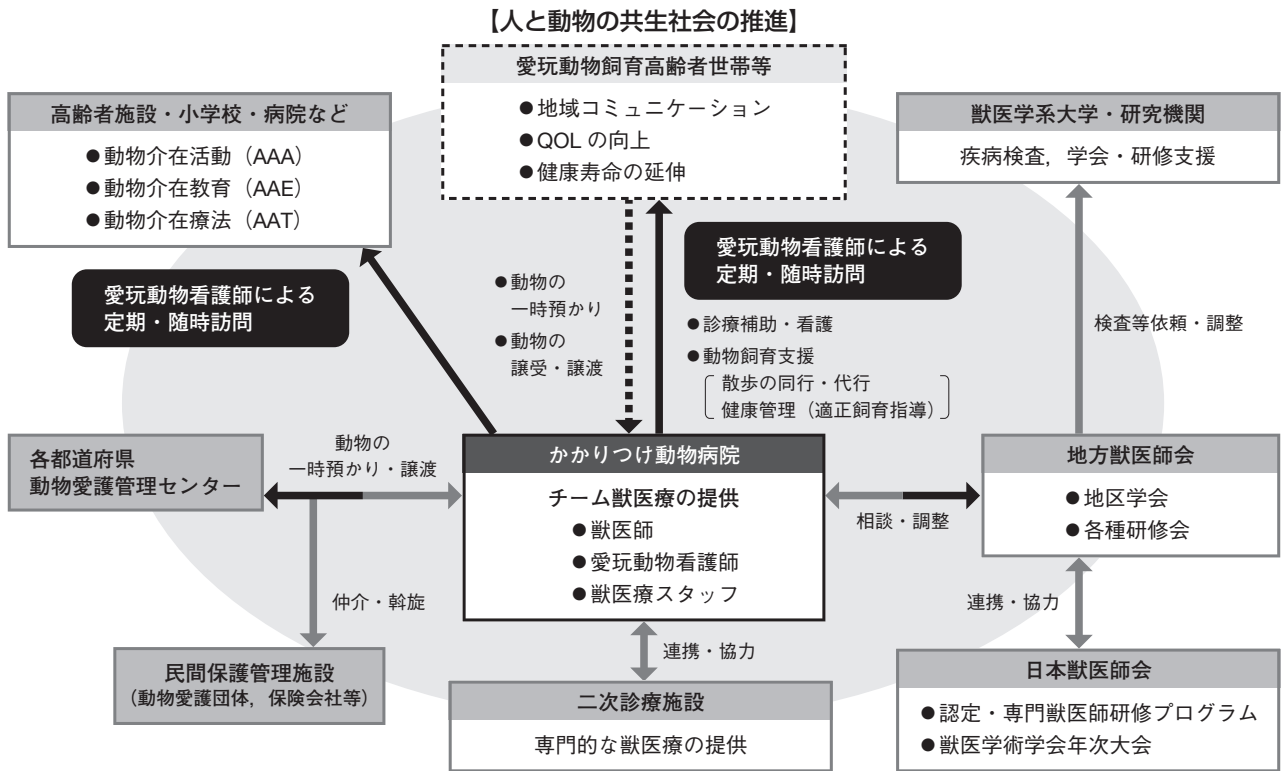


図4 「かかりつけ動物病院」による地域包括ケア活動構想（たたき台）

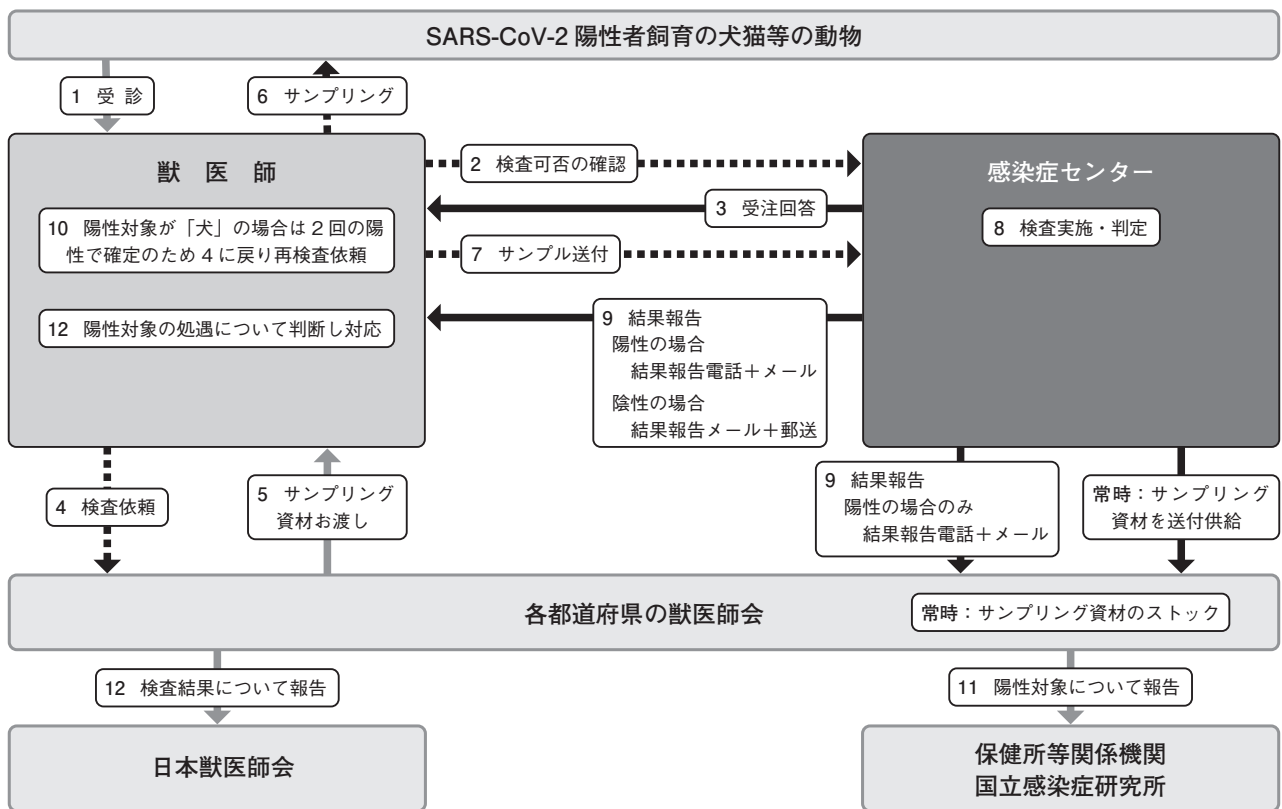


図5 獣医師会と大学等研究機関の連携による犬猫 SARS-CoV-2 PCR 検査スキーム
(東京農工大学 水谷哲也教授 提供)

けるワンヘルスへの取組には課題も多いが、地方獣医師会や会員構成獣医師のご理解を得て、全国的なネットワークが構築されることを期待している。

なお、新型コロナウイルス感染者が飼養する愛玩動物の一時預かり等への対応が課題となるが、東京都獣医師会及び東京都動物愛護センターの対応例を参考に、他の地方獣医師会においても一時預かり体制の構築を検討していただきたい。

iii 「かかりつけ動物病院」や「二次診療施設」に対する認定・専門獣医師制度

「かかりつけ動物病院」に期待される役割の遂行においては、言わば「総合臨床獣医師」としての対応能力が必要と考えられるが、これらの研修会及び名称の付与は、既に他の学協会において実施されている。このため、本会が実施する研修会については、「かかりつけ動物病院」の獣医師が図4の業務を遂行するのに要する知識及び技能について実施することになると想定している。具体的な研修内容や認定・専門獣医師としての名称は、本会の小動物臨床委員会における検討を踏まえて具体化を進めて参りたい。

また、「二次診療施設」に対する研修については、

高度専門的な内容は他の学協会が実施する研修会に委ねることになると考えるが、本会としての対応についても小動物臨床委員会において検討をお願いする予定である。

7 おわりに

近年の獣医療技術の発展に伴い、社会からはより高度で専門的な獣医療技術の提供が求められているものの、遺憾ながら現行法令においては専門性に関する情報を提供できず、結果的に飼育動物への適切な獣医療を与える機会を失うことにも繋がりがねない状況にある。

医療や欧米の獣医療における専門医制の仕組みを直ちにわが国の獣医療において構築することは困難ではあるが、本会は社会からの要請に応えるべく、第四次基本方針に則り、獣医師の能力に関する情報の提供、「認定・専門獣医師協議会」を活用した獣医師の専門性を認定等する仕組みの構築、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方等について、継続的に検討し実現に向けて尽力する考えである。地方獣医師会及び会員構成獣医師をはじめ、関係の皆様方のご理解、ご支援及び実践をお願いしたい。